

原議保存期間	5年（令和14年3月31日まで）
有効期間	一種（令和14年3月31日まで）

警視庁生活安全部長
 警視庁地域部長 殿
 各道府県警察本部長
 （参考送付先）

警察庁丁生企発第524号
 令和8年8月20日
 警察庁生活安全局生活安全企画課長

庁内各局部課長
 各管区警察局広域調整部長
 各方面本部長
 警察大学校生活安全教養部長
 皇宮警察本部副本部長

保護取扱要綱の運用に係る留意事項について（通達）

「保護取扱要綱について」（昭和35年3月18日付け警察庁丙防発第7号）のうち保護取扱要綱については、「保護取扱要綱の改正について」（令和8年8月20日付け警察庁丙生企発第84号。以下「要綱」という。）をもって改正したところであるが、要綱の運用上の留意事項については、下記のとおりであるので遺漏のないようにされたい。

記

第1 要綱の趣旨

警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条及び酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。）第3条の規定に基づく保護（以下「保護」という。）等については、保護された者（以下「被保護者」という。）の基本的人権にも関わるものであることから、保護等の取扱いの手続、方法、施設等の基本的事項について、その基準を取りまとめたものである。

第2 一般的留意事項

1 取扱規程の整備

この要綱は、保護等の基本的事項についての基準を示したものであるから、都道府県警察においては、この要綱に準じて、それぞれ規程を制定し、取扱いの適正を図ること。

2 教養の徹底

保護等が適正に行われるかどうかは、個々の警察官が具体的な対象に直面した場合の判断及びその場の対応によって左右されるものであるから、法令、規

程の教養のみに終始することなく、事例等による教養並びに被保護者の行動抑止及び警察官の受傷事故防止の訓練等によって、具体的な取扱要領を体得するよう教養すること。

3 関係機関との連携

警察における保護は一時的な措置であり、必要に応じて関係機関に引き継ぐこととなることから、警察署長は、関係機関への引継ぎが迅速かつ円滑に行われ、被保護者が必要な措置を受けられるよう、あらゆる機会を通じて、情報共有や意見の申入れを行うなど、平素から関係機関との連携の強化に努めること。

第3 各条章の留意事項

1 総則（第1章）

- (1) 保護を要するかどうかの判断は、人権に関わるものであることから、的確に行わなければならない。保護を要すると判断した場合には、その者の生命、身体等の保護のため誠意をもって当たるよう配意すること。（第2条）
- (2) 「保護の継続が必要な状況において、保護主任者又は保護主任者の職務を担う者が交代する場合」とは、執務時間から当直勤務に勤務交代する等、同一の警察署内で保護主任者又は保護主任者の職務を担う者が交代する場合をいう。（第3条第4項）
- (3) 「保護の継続が必要な状況において、保護を行った警察署から他の警察署に被保護者を移送する場合」とは、保護を行った警察署において保護室が設置されていない等の理由により被保護者を収容できず、被保護者を他の警察署に移送する場合をいう。（第3条第5項）
- (4) 「保護業務の実施に必要な事項」とは、被保護者の状況、異状の有無、その他保護業務の実施に必要な一切の事項をいう。（第3条第4項、第5項）

2 保護（第2章）

(1) 保護の着手（第5条）

ア 保護の着手の際における身体状態の観察により、既に意識がないなど、頭部損傷や急性疾患等による生命の危険が懸念されるような身体の異状を認知した場合には、保護を要する者の生命に関わる場合があることから、当該者の同意の有無に関わらず、応急の救護の措置を講ずるとともに、救急要請を行うこと。当該者は、正常な判断能力や意思能力を欠いている場合のほか、金銭的な理由により救急要請等を拒否している場合があることも考慮し、例えば、直立や歩行が困難といった運動障害、触れても反応が鈍いといった感覚障害又は呂律が回らない、会話が成り立たないといった言語障害が認められるなど、救急要請等を行う必要性が社会通念上認められる場合には、当該者又はその関係者に対して分かりやすく救急要請等の必要性を説明するよう努めること。

イ 「取りあえず必要な措置」は、通常地域警察官によって行われる場合が多いが、被保護者を交番に運ぶ等の応急措置と現場の関係者からその事情を聴取する等の現場における措置及びこれに直結して行われる措置をいう。保護に当たった警察官は、保護を行うに至る事情等を全て保護主任者に報告し、その指揮を受けて処理すること。

(2) 保護の場所等（第6条）

ア 駅舎、民家等第6条第1項各号に掲げる場合以外の場所において保護することが適切であると認められるときは、その施設の管理者等の同意を得て、その場所において保護することができる。

イ 病人、負傷者及び泥酔者等で異状があると認められる者等を保護する場合には、必要により、医師の診断、治療を求める等の措置を執るよう配意すること。

(3) 引取方についての手配（第7条）

被保護者の引取方の手配をできるだけ速やかに行うため、保護の着手時から、被保護者、通報者又は目撃者からの聴取などにより、被保護者の住所等の把握に努めること。

(4) 住所等の確認措置（第8条）

ア 住所等の確認措置は、特に必要がある場合のほか、第11条による凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）等の保管の際に行うよう配意すること。

イ 「所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置を執る」とは、所持する鞆、衣服のネーム、衣服のポケットの名刺、定期券等について住所等を認知することをいう。この措置を執る場合、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項に掲げる精神錯乱者、泥酔者等については、正常な判断能力や意思疎通能力を欠いていることが想定されることから、本人の承諾の有無に関わらず、所持品等から住所等を確認することが許される場合があるが、確認を行う場合においては、必要かつ相当な限度による確認とするよう配意すること。

また、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、本人が住所等を申し立てる意思のない場合はもちろん、これらの措置を拒む場合においては執ることができない。

なお、被保護者が女性であるときは、立会人も女性とするよう配慮すること。

(5) 事故の防止（第9条―第12条）

ア 被保護者の行動を抑止する場合は、被保護者が負傷等することがないように、複数の警察官で協力して行い、頸部又は胸腹部への圧迫を避け、必要

最小限度のものとなるよう配慮するとともに、口腔内への詰め物その他窒息するおそれのある措置を行わないこと。

また、被保護者の行動を抑止している間は、適時、呼吸確認及び声掛けを行うなど、被保護者の容態確認に配慮すること。（第 10 条第 1 項）

イ 行動抑止のための用具（以下「保護具」という。）の使用は、危害を防止して適切にその者を保護するためにやむを得ず行われることであるが、直接身体について行動を制限することであり、特に手錠等は被疑者に使用されるものであるという一般的な認識があることから、その使用は、真にやむを得ない場合に限定すべきであり、使用に当たっては、被保護者が負傷等することのないように配慮するとともに、なるべく衆目に触れないよう配慮しなければならない。

また、使用の必要がなくなったときは、直ちにその使用を中止しなければならない。（第 10 条第 2 項）

ウ 危険物の保管に当たっては、一般的には相手方を説得して、できるだけ任意に提出させるものとし、正常の判断能力を欠いている等やむを得ないと認められるときは、被保護者について危険物を所持していないかどうかを確かめ、所持しているときは保管することができる。この場合においても、衣服の上から触るなどの方法によって確かめるようにし、身体検査にわたることのないようにするとともに、保管する物の範囲も事故防止上やむを得ないと認められる危険物に限ることに配慮しなければならない。

また、危険物の保管は施錠設備がある保管庫等で行い、その取扱状況を記録して、盗難、滅失又は紛失の防止に努めること。（第 11 条第 1 項）

エ 「紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品」とは、ポケットに無造作に入れてある等の状態で所持している現金等をいい、その保管は前記(5)のウと同様の方法で行うこと。（第 11 条第 2 項）

なお、立会人については前記(4)のイと同様の配慮をすること。

オ 危険物、貴重品の保管に当たっては、前記(4)のイと同様に、警職法第 3 条第 1 項第 1 号又は酩酊者規制法第 3 条第 1 項に基づく保護の場合は、必要かつ相当な限度による措置とするよう配慮するものとし、警職法第 3 条第 1 項第 2 号に基づく保護の場合は、その承諾を得て行うこと。（第 11 条第 1 項、第 2 項）

カ 警職法第 3 条第 1 項第 1 号又は酩酊者規制法第 3 条第 1 項に掲げる被保護者であって、暴行、自殺等危害を及ぼす事態にあるような場合は、当然に配置された警察官が保護に当たっているから、その警察官の制圧に抗して保護室から離れるおそれがある場合等事故防止上やむを得ない場合でない限り、かけがね等を使用することは避けること。警職法第 3 条第 1 項第

2号に掲げる被保護者については、保護室にかけがね等を使用しないこと。

なお、かけがね等というのは、かけがね、とめがね、落としがね等簡易な操作によって使用できるものをいうのであって、南京錠等威圧感を与えたり、錠を使用しなければ開けられないようなものを使用することは不適当であること。（第12条）

(6) 異状を発見した場合の措置（第13条）

ア 「身体状態の異状」とは、被保護者の体調の不良又は外傷等をいい、異状のある被保護者の容態を確認するに当たっては、外見上、被保護者に異状が認められない場合であっても、保護着手以前に負傷している又は基礎疾患等を有していることも想定し、常に被保護者の健康状態の変化などに注意を払い、異状の発見に努めること。

イ 「なお保護を要する状態にないかどうかを確認する」とは、逃亡した者を手配して連れ戻すのとは本質的に異なり、保護を要すると思われる状態のままその場所を離れたとき、その所在を発見して、その者の状態を確認することであり、その結果、酔いがさめていた等保護を要する状態がなくなっているときはそれ以上の措置を必要とせず、なお保護の要件を満たしている場合には、再び保護に着手するものであることに注意を要する。

なお、この措置を執ることを必要と認める時間的、場所的範囲等については、保護の場所を離れたときの状態等から個々に検討、判断されなければならないが、逃亡被疑者の手配と同視することのないよう配意すること。

ウ 前記イにより再度保護をした場合、その保護の場所又は時間が前の保護の場所又は時間に近接してなされた場合を除き、後の保護に着手したときから、別の保護の時間が進行し、前の保護は、保護の場所を離れた時に解かれたものと考えて処理すること。

(7) 関係機関への引継ぎ（第14条）

保護主任者は、引き渡すべき被保護者の家族等がいらない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、警察署長の指揮を受けた上、次のアからウの定めるところにより、関係機関に引き継ぐこと。

ア 被保護者が病人、負傷者等であって生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に定める要保護者である場合には、同法第19条第1項、第2項又は第6項の規定による保護の実施機関たる都道府県知事若しくは市町村長又はその委任を受けた者に引き継ぐこと。

イ 被保護者が行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第1条に定める行旅病人である場合には、同法第2条第1項の規定により行旅病人の救護を担う市町村に引き継ぐこと。

ウ 被保護者が児童福祉法(昭和22年法律第164号)の要保護児童又は児童

虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）の児童虐待を受けたと思われる児童である場合には、前記ア又はイに掲げる場合であっても、児童福祉法第 25 条第 1 項又は児童虐待の防止等に関する法律第 6 条第 1 項の定めるところにより、児童相談所に通告して、引き継ぐこと。

(8) 保護の解除（第 15 条）

家族等への引渡し又は関係機関への引継ぎの際に、保護の状況等について説明を求められた場合は、誠実に説明を行うこと。

3 保護室（第 3 章）

(1) 観察を行うに当たって、モニターを用いる場合は、被保護者の健康状態の変化を速やかに察知することができるよう、被保護者の状況に応じて、頻回に対面による観察を行うこと。ただし、保護具により行動を抑止している場合は、対面による観察を行うこと。（第 16 条第 3 項）

(2) やむを得ない事情により常時の観察を行うことが困難である場合は、保護主任者は、保護に当たる警察官に対して、被保護者の状況その他の事情を勘案し、被保護者の体調の不良、自傷等を速やかに認知できる方法により観察を行うよう個別具体的に指示すること。（第 16 条第 3 項）

4 許可状の請求等（第 4 章）

許可状の請求、簡易裁判所への通知及び保健所長への通報の様式等については、各都道府県警察において従前から簡易裁判所等と打ち合わせ実施してきたところによって差し支えない。（第 19 条、第 20 条、第 21 条）

5 雑則（第 5 章）

(1) 保護カードに記載する事項は、おおむね次のアからカに定めるところによること。（第 22 条）

ア 被保護者の氏名、住所又は居所

イ 保護に着手した日時及び場所並びに事由

ウ 保護の場所、時間、給与その他保護の状況

エ 保管物品の授受に関する状況

オ 保護した時における外形から識別できる身体又は被服類の損傷の状況

カ 引渡し又は引継ぎの状況

(2) 第 23 条第 2 項の規定による児童相談所への通告は、保護者がいない場合等の第 14 条の規定に基づく第 3, 2 (7) ウによる通告と異なり、保護者に監護させることが不適當である場合に行うこと。（第 23 条第 2 項）

(3) 「真にやむを得ないと認められる場合」とは、事件の目撃情報や被保護者の所持品等から、被保護者が何らかの犯罪の関係者と思料される場合で、保護の必要はなくなっていないものの、直ちに被保護者に対する捜査又は調査を行わなければ、事件の証拠が失われる場合等をいう。（第 24 条）

6 児童の一時保護等（第6章）

- (1) 警職法第3条及び酩酊者規制法第3条の規定に基づく保護以外の措置を行うに当たり、やむを得ない事情があるときに同行し又は引致すべき者等を保護室に一時収容する場合は、次のアからケに定めるところによること。（第25条第1項）
 - ア 児童福祉法第33条第1項の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合
 - イ 少年法（昭和23年法律第168号）第13条第2項（同法第26条第5項において準用する場合を含む。）の規定により同行状を執行する場合
 - ウ 少年法第26条第1項の規定により家庭裁判所の決定を執行する場合
 - エ 少年院法（平成26年法律第58号）第89条第2項及び同法第90条第5項の規定により、少年院から逃走した者を連れ戻す場合
 - オ 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第78条第2項及び第79条第5項の規定により、少年鑑別所から逃走した者を連れ戻す場合
 - カ 更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第6項の規定により、引致状による引致を行う場合
 - キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第39条第2項の規定により、発見した者を保護する場合
 - ク 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）第28条第4項の規定により同行状を執行する場合
 - ケ 医療観察法第75条第2項及び第99条第4項の規定により、発見した者を保護する場合
- (2) 一時保護をした児童、緊急同行をした少年等については、その性格、年齢等からみて保護室の雰囲気になじまない者もあるので、これらについては少年補導室その他動静観察を行うことが容易な場所において保護するよう配慮すること。（第25条第1項）
- (3) 前記(2)を除き、(1)に規定する者については、同行状等の執行中に一時保護室に収容するものであるから、逃亡を防止するためにかげがね等を使用することができる。（第25条第1項）
- (4) 前記(1)に規定する者が逃亡したときは、当然これを搜索しなければならず、第13条第2項を準用する余地はないものであること。（第25条第1項）